基本理念

豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

（施行　平成30年４月１日）

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進は、市民、市民活動団体及び事業者が、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行わなければならない。

障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、障害者が日常生活又は社会生活を送る上で必要不可欠であるという市民、市民活動団体及び事業者の理解の下に行わなければならない。

障害によって、また同じ障害でも、その特性や程度、状態に応じたコミュニケーションの手段や必要な配慮は人それぞれです。

まずは、その人に合った手段などの確認をしてください。

そして、このリーフレットに載っている内容以外にも、内部障害などさまざまな障害を持っている方がいます。

困っている様子を見かけたら声をかけてください。

障害のある人もない人もお互いを尊重して支え合い、誰もが住みやすい地域社会をつくりましょう！



©豊橋市 トヨッキー

発行
問い合わせ

豊橋市福祉部障害福祉課

電話：0532-51-2345　ファックス：0532-56-5134

メール：shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp

発行　令和８年10月1日

障害のある人もない人も支え合う地域社会を目指して



さまざまな障害とその特性に応じたコミュニケーション

豊橋市

豊橋市